

令和5年度富山県相談支援従事者初任者研修実施要領

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

富山県（協力団体 富山県相談支援専門員協会）

3 研修受講対象者

(1) 全日程受講者（講義、演習、実習）

相談支援専門員として従事しようとする者であって、次のアからウまでのすべてを満たすもの

ア 富山県内に所在する事業所に所属し、研修の修了後1年以内に指定相談支援事業所において相談支援専門員として確実に従事することが見込まれる者

イ 相談支援専門員として必要な実務経験を満たしている者（※）又は研修の修了後1年以内に満たすことが見込まれる者

※相談支援専門員として従事するために必要な実務経験等については、別添（資料1）のとおり

ウ 研修期間中に実習を受講することが可能な者

(2) 講義部分のみの受講者

富山県内に所在する指定障害福祉サービス事業所等において、今後、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）として従事する見込みの者

※別途開催される「富山県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修」の受講には、講義部分の受講が要件の一つとなっています。

※サービス管理責任者等として従事するために必要な実務経験等については、別添（資料2）及び（資料3）のとおり

4 受講定員

(1) 全日程受講者 60名

(2) 講義部分のみ受講者 150名

5 研修内容

研修科目、内容、科目ごとの履修時間は、別添「相談支援従事者研修標準カリキュラム」のとおり（資料4）

6 日程及び会場

日 程		会 場	研修形態
1	6月中に県が指定した期間	eラーニングによる動画視聴	講 義
2			講 義
3	7月4日(火)	富山県民会館 304号室	演 習①
4	7月5日(水)	富山県民会館 304号室	演 習②
実地研修1			実 習①
			実 習②
5	8月9日(水)	富山県民会館 304号室	演 習③
実地研修2			実 習③
6	9月26日(火)	富山県民会館 304号室	演 習④
7	9月27日(水)	富山県民会館 304号室	演 習⑤

※研修内容の詳細は別添カリキュラム(資料5)を参照ください。なお、カリキュラムは現時点の予定であり、今後変更する場合がありますので、予めご了承ください。

7 受講手続

(1) 受講申し込み

研修の受講を希望する者は、所属する障害福祉サービス等事業所を通じて相談支援専門員従事者研修(全日程又は講義部分)申込書を提出してください。

(別紙《申し込み方法》を参照)

(2) 受講決定

相談支援事業等への従事状況や実務経験、地域相談支援体制との関わりなどを考慮のうえ、5月中旬ごろに受講者を決定し、事業所等あてに受講通知を行います。

(3) 受講料 500円(①全日程、②講義部分いずれも)

令和2年度から受講料を徴収させていただいています。

※受講決定時に納付書を送付しますので、納入期限までに納付してください。(納付後の返金はできません)

8 修了証書の交付等

(1) 研修を修了した者には修了証を交付(講義部分の修了者には、講義部分の修了証を交付)します。

(2) 修了の要件

① 全日程

ア 講義・演習の所定時間数の全てを受講したことが認められた場合

イ 実習の実績が認められた場合

ウ 研修期間中に提出を指示した記録が全て提出された場合

② 講義部分

研修時間数の全てについて出席したことが認められた場合

(3) その他

遅刻、早退、退出が著しい者や、受講態度が著しく不良の場合（私語、居眠り、携帯電話の使用等）には修了証を交付しない場合があります。

9 受講申込の留意事項

【共通】

- (1) 研修の意義・目的などを十分認識したうえで受講してください。
- (2) 必要な研修を十分確認のうえ、お申し込みください。例年、講義部分と全日程課程の申し込み誤りが見受けられます。申込後の変更は、認めませんのでご注意ください。
- (3) 全日程を受講する場合は、過年度に既に講義部分を修了していても、改めて講義部分と演習を通して受講いただく必要があります。

【全日程】

- (1) 令和2年度の相談支援従事者のカリキュラム改定により、研修日数や時間数の拡充に加え、研修期間中に実習を2回実施しています。

別紙「令和5年度富山県相談支援従事者初任者研修（全日程）の実習の概要について」を一読し、次の(2)及び(3)の要件に合致することを確認のうえ、お申し込みください。

- (2) 実習①及び実習③では、支援対象者1例を選定して実習期間中に相談支援プロセスの一連の実践とその実践記録を作成する課題があります。作成した実践記録は、演習時に活用しますので、受講対象者は、実践事例を提出できる方が前提となります。

なお、現在、法人に所属していないために支援対象者を選定できない申込者については、概ね1年以内に新規開設予定の相談支援事業所（開設に向けて指定権者と開設協議済又は協議中に限る。）の相談支援専門員として配置される予定の方への相談には応じます。

- (3) 実習②の課題である社会資源調査のうち、各市町村自立支援協議会（以下、「協議会」という。）に関する情報収集、調査については、受講者が研修修了後に就業予定の相談支援事業所等が所在する市町村の協議会に参加のうえ、実施していただきます。実習期間中に開催される協議会に必ず出席していただきますので、相談支援専門員として従事予定地が明確であることが必要です。

なお、実習期間中の協議会開催日程と参加日については、別途、お知らせします。

- (4) 令和4年度に相談支援従事者初任者研修（全日程）の受講決定を受けたのち、新型コロナウイルス感染症の感染等、やむを得ない事情により研修受講を中断した方については、最長24か月を上限とし、年度を超えた長期履修を可能としています。該当の方には別途連絡していますので、受講申込の際、その旨を記入してください。

10 その他

富山県では、県内における相談支援体制の整備を推進し、指定相談支援事業所に従

事する相談支援専門員の確保を図るため、同意の得られた受講者（講義部分のみの受講者を除く）については、市町村へ当該市町村の区域内に所在する事業所に所属する本研修修了者の情報（所属法人名、事業所名及び修了者氏名）を提供します。ご理解とご協力をお願いいたします。